

千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会 について

1 設置の目的

令和6年1月24日、千代田区立お茶の水小学校・幼稚園の改築に伴う空調設備工事及び給排水衛生設備工事の契約締結手続に際し、事業者に入札情報を漏らしたとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)に違反した容疑で、元千代田区議会議員及び元千代田区職員が逮捕された。

これを受け、区として当該行為の原因を究明するとともに同様の行為の再発防止を目指し、課題の抽出と具体的な対策を検討するため。

2 委員会について

(1) 構成

委員長1名、副委員長2名、委員5名の計8名で構成する。

なお、委員長は、千代田区副区長の担任意務及び区長の職務代理の順序を定める規則第2条第1項に規定する第1順位の副区長とし、副委員長は、同規則第2条第1項に規定する第2順位の副区長及び教育長とする。また、委員は、政策経営部長、政策経営部行政管理担当部長、同部総務課長、同部人事課長及び同部契約課長とする。

(2) 検討事項

本件不正行為の事実関係及び発生原因の調査に関すること及び千代田区長が必要と認める事項に関することに対し、事実関係や発生原因について調査を行い、① 契約制度に関すること、② 職員倫理に関すること、③ 議員や職員同士、業者等利害関係者との関わり方に関することの3つの視点から再発防止対策を検討する。

3 検討方法及び期間

今回発覚した不正行為について、背景や原因を把握するため、幹部職員を中心にアンケートや必要に応じてヒアリングを実施する。その結果を踏まえ、検討事項に対する課題の洗い出しを行い、改善に向けた具体策等を検討し、別途設置する第三者による会議体の意見も踏まえながら再発防止対策を取りまとめて区長へ報告を行うとともに、広く周知を図る。

報告については、出来るだけ早期に中間報告を行い、その後も検討を重ね、令和6年度の第一四半期に最終報告を行う。なお、当該不正行為以外の事実が発覚した際は、検討期間に変更が生じる場合もある。

4 その他

検討内容に客観性と公平性を担保するため、第三者で構成する「千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」を設置し、意見交換を実施する。

検討期間(イメージ)

時期	区長	検討委員会	第三者による会議体
令和6年 1月29日	検討委員会設置		
2月7日	第三者会議体設置	第1回開催 (検討体制及び検討事項、第三者会議体の設置等の検討・確認)	
2月8日	第三者会議体委員委嘱		第1回開催 (検討体制及び事項等への意見交換)
2月 ～ 3月		職員向けアンケート、ヒアリング調査実施	
		第2回開催 (調査結果確認、再発防止対策方向性等の検討・確認)	第2回開催 (調査結果確認、再発防止対策方向性等の意見交換)
		第3回開催 (中間報告の検討・確定)	
3月末	中間報告受領		
4月 ～ 6月		第4回開催 (最終報告書案等の検討・確認)	第3回開催 (最終報告書案等の意見交換)
		第5回開催 (最終報告書案の確定)	
6月末	最終報告書受理		

※検討中、逐次、区ホームページで状況を周知する。